

KagoGIGA

インフォメーション

令和7年6月号 ㊼

鹿児島県教育庁総務福利課 教育DX推進室



今回の 話題

＼使ってみると、とても便利／

「早く知りたかった！」生成AI活用術

生成AIとは、ChatGTP等に代表される、質問に答えたり、文章を生成したりできるAIツールです。自然な対話形式で利用することができ、教材づくりや思考の整理のヒントを得ることができます。

文部科学省では、生成AIのメリットやデメリットについて多方面からの指摘があることを踏まえ、主として対話型の文章生成AIについて学校関係者が活用の適否を判断する参考資料として、令和6年12月26日に「**初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドラインVer.2.0**」を公表しました。これは、令和5年7月に初めて公表された暫定的なガイドラインVer1.0からの改訂版であり、現段階では最新のガイドラインです。

ガイドラインでは、**生成AIのしくみ**、**利活用における基本的な考え方**、**学校現場において押さえておくべきポイント**等が記載されています。このガイドラインを踏まえ、まずは、**先生方が校務において活用してみたい**はいかがでしょうか？

県域教育用アカウントでもいくつかの生成AIサービスを利用することができますし、使ってみると「こんなに便利なら、早く知りたかった。」等といった声も聞こえてきました。



生成AIガイド
ラインVer.2.0



生成AI
パイロット校
活用事例

⚠ 教職員が校務で利活用する際のチェック項目 ⚠

- ☐ 教育委員会の方針(情報セキュリティに関するルール・指示等も含む)に基づき利用しているか
- ☐ 業務端末又は教育情報セキュリティ管理者の許可を得た端末を利用しているか
- ☐ 生成AIサービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか
- ☐ ハルシネーションやバイアス等の生成AIの特徴を理解した上で、出力結果の適切性を判断できる範囲内で利活用し、出力された内容を採用するかどうかを自身で判断しているか
- ☐ プロンプトに重要性の高い情報である成績情報等を入力していないか
 - ※重要性の高い情報を扱う前提のセキュリティ対策が講じられている場合は除く(ただし、重要性の高い情報のうち個人情報に該当する情報については、以下「プロンプトに個人情報を入力していないか」についても留意する必要がある。)
- ☐ プロンプトに個人情報を入力していないか
 - ※教職員がプロンプトに入力した個人情報を、生成AIサービスの提供者において応答結果の出力以外の目的で取り扱わないことを確認している場合は除く
- ☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしていないか



今回の 話題

「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な 充実」のためのサポートマガジン

文部科学省は、今年4月、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けて取り組み、たゆまぬ授業改善を目指す全国の先生方に、「**子供を“みる”目**」「**授業を“みる”目**」を豊かにするヒントを提供し、授業改善に向けたそれぞれの挑戦を応援したいという願いを込めて、サポートマガジン「**みるみる**」を公開しました。

今回のマガジンでは、授業をつくる上での骨格となる「**考え方**」を示した上で、そうした考え方に沿った授業づくりを通じて「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の実現に挑戦している途上の学校の実践を9編、紹介しています。

GIGAスクール構想によって整備された、デジタル学習基盤を活用した授業実践を是非ご一読ください。



「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」
のためのサポートマガジン『みるみる』